

【刈谷モノづくり大学講習会】(刈谷市委託事業)

新たに職務につく職長及び  
監督者に対して職長教育が必須です。

## 職長等安全衛生教育研修会の開催

### ご案内

労働安全衛生法第60条では、事業所で新たにその職務につくことになった職長等第一線現場監督者に対して事業者は職長等安全衛生教育を行わなければならない。

これを受けて、新たに職務につく職長および監督者を対象に、作業設備、作業場所の保守管理、異常時の措置等、職長に必要な安全衛生知識について研修します。受講後、修了証を発行致します。

研 修： 職長等安全衛生教育研修

日 時： 平成29年1月24日(火)、25日(水)

24日 9時00分～17時30分

25日 9時00分～15時30分(建設業の方のみ+2時間補修)

講 師： 労働安全衛生マネジメントシステム評価員

株式会社安全ネットワーク  
代表

前川 茂晴 氏



- ・労働安全衛生マネジメントシステム評価員
- ・刈谷モノづくり大学安全衛生担当教授 (H27年度研修・指導実績：企業8社46回)
- ・各種安全衛生教育実績多数

場 所： 刈谷商工会議所 2階会議室

申込書： 20名(先着順) 無料

申 込： FAX (24-6049) で下記申込書にて

主 催： 刈谷商工会議所 中小企業相談所 (公社)刈谷法人会刈谷支部

問合先： 刈谷商工会議所(杉浦) TEL 0566-21-0370

### 研修内容

	<内 容>
< 1日目 > 1月24日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職長の役割</li> <li>・作業手順の定め方(討議)</li> <li>・作業方法の改善</li> <li>・適正配置</li> <li>・指導教育の進め方(KYT実技)</li> <li>・監督指示の方法(演習)</li> <li>・労働災害防止の関心保持</li> <li>・労働者の創意工夫を引出す方法</li> </ul>
< 2日目 > 1月25日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リスクアセスメントの措置(演習)</li> <li>・安全衛生マネジメントシステム</li> <li>・設備の改善</li> <li>・環境改善方法と環境条件の保持</li> <li>・安全衛生点検(演習)</li> <li>・異常発生時の措置(討議)</li> </ul>
建設業の方のみ	・安全衛生管理者の役割(+2時間補修)

## 職長等安全衛生教育研修会 (1月24日、25日)

FAX(0566-24-6049)

事業者名		所在地	
電話番号		FAX番号	
参加者名		業種	製造業・建設業・その他( ) ※該当する業種に○を付して下さい

主催者からの各種連絡・情報提供のために使用致します。